

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（海外研究機関等との感染症に関する共同研究及び連携強化に関する研究）」に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（海外研究機関等との感染症に関する共同研究及び連携強化に関する研究）」

2. 事業の目的

国内の地方衛生研究所等や文部科学省の感染症研究国際ネットワーク推進プログラムの海外拠点研究機関、海外の複数の国立の研究機関等と連携し、インフルエンザ、デング熱、薬剤耐性菌、下痢症感染症に関する病原体ゲノム情報を収集・解析する研究体制を整備し、流行予測や流行時の対応、治療薬、診断薬、ワクチン等の創薬に繋げることを目的とする。また、若手研究者が技術向上できるような基盤整備を目的とする。

3. 事業の概要等

- (1) 国内の地方衛生研究所等や文部科学省の感染症研究国際ネットワーク推進プログラムの海外拠点研究機関、海外の複数の国立の研究機関等と共同研究を行い、インフルエンザ、デング熱、薬剤耐性菌、下痢症感染症を対象に、分離される病原体の分布、病原体の遺伝学的特徴等の調査・解析を行う。
- (2) 実施に当たっては、若手研究者育成のため、国内の研究者が海外で感染症の研究を行い、また、海外の研究者を日本に受け入れ、技術指導等を行うなど、若手研究者の人材育成を図るものとする。
- (3) 研究の過程で、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他の何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報を得た場合には、厚生労働省健康局結核感染症課へ通報する。

4. 予算額

1 課題あたり上限 164,000 千円

5. 実施期間

契約日から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省健康局結核感染症課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

(イ) 研究の独創性・新規性

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

(エ) 研究者の資質、施設的能力

イ 行政的な観点（政策等への活用可能性）

ウ 効率的・効果的な運営確保の観点

エ 総合的観点

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省健康局結核感染症課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省健康局結核感染症課と協議の上、決定する。